事　務　連　絡
令和８年８月 12 日

公害健康被害の補償等に関する法律主管課　御中

環境省大臣官房環境保健部
企画課保健業務室
同特殊疾病対策室

令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を諮るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律における特定権利利益等を指定する告示の発出について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を諮るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づき、「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（以下「政令」という。）が８月７日に公布・施行（令和８年政令第 260 号）されました。この中で、令和八年熊本地震による災害が「特定非常災害」、令和８年７月 28 日が「特定非常災害発生日」として指定されております。

これを受けて、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）に係る下記対象者の権利利益について、法第三条第二項に基づく特定権利利益の満了日の延長措置を適用するための告示（令和８年環境省告示第 38 号）を発出し、請求期限の満了日を延長しましたので、よろしく取扱い願います。

記

１　満了日の延長が行われる特定権利利益について

以下の請求であって、令和８年７月 28 日以後、令和９年１月 26 日以前にその請求期限が満了するもの

① 公健法第五条第一項の規定による認定申請中に死亡した者の遺族等が行う決定申請
② 公健法第二十四条第一項又は第二項の規定による療養費の支給の請求
③ 公健法第二十九条第一項若しくは第三十四条の規定による遺族補償費の支給の請求又は同法第三十五条第一項若しくは第三項の規定による遺族補償一時金の支給の請求

④ 公健法第四十条第一項の規定による療養手当の支給の請求

⑤ 公健法第四十一条第一項の規定による葬祭料の支給の請求

2　対象者

特定被災区域内（※）に居住地を有する者

3　有効期間の満了日

令和９年１月 27 日

（※）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第２条に規定する災害発生市町村の区域。随時更新されるため、最新情報は以下 HP を参考にされたい。

「内閣府　防災情報のページ　災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html